

平成 22 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：総合通信基盤局移動通信課
評価年月：平成 22 年 8 月

1 政策（事業名称）

無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

2 達成目標

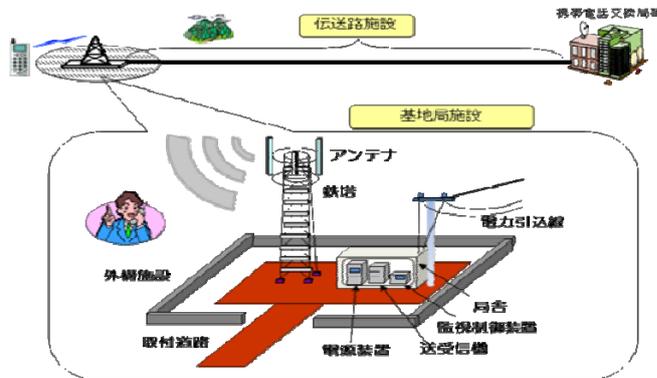
電波の有効利用に資することとなる基地局及び伝送路の整備を通じ、携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能な地域の拡大を図り、電波の有効かつ公平な利用を確保する。

具体的には、携帯電話のエリア外人口の解消に向け、平成 22 年度末までに約 20 万人を解消し、さらに平成 22 年度末から平成 25 年度末までの間に 3 万人～5 万人の解消のために、携帯電話事業者の自主整備等の実施と併せて、本事業により対応していく。

3 事業の概要等

（1）事業の概要

- ・実施期間 平成 17 年度～
- ・実施主体 地方自治体（市町村） ←基地局施設
無線通信事業者 ←伝送路施設
- ・概要 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。
- ・概要図



・総事業費

（総額） 420.9 億円

（内訳）

（単位：億円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
予算額	29.5	33.7	43.9	58.8	189.2	65.8

（2）事業等の必要性及び背景

電波の利用が拡大・普及する中で、携帯電話不感地域等における国民や地方公共団体からは、携帯電話等の無線システムが利用できないという問題（デジタル・ディバイド）の解消を図るよう多数かつ強い要望が提起されている。電波の有効利用を図りつつ各種無線システムを利用可能とするためには、地理的に条件不利な電波不感地域における携帯電話等の基地局や伝送路の整備が必要であるが、採算性等の事情により、民間主導による無線システム利用可能地域の拡大が困難となっている。このことから、国が携帯電話等の基地局や伝送路の整備について一定の補助を行い、携帯電

話等の無線システムの普及のための支援をしていく事業が必要である。

(3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位の政策：政策 14 「電波利用料財源電波監視等の実施」
- e-Japan 重点計画 2004 (平成 16 年 6 月 IT 戦略本部)
 - Ⅱ. [1] [1-3] (3)①カ) b)

過疎地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置を支援すること等を通じ、2005 年度までの可能な限り早い時期に過疎地域等において新たに10 万人(対2002年度比)を携帯電話が利用可能な状態とすることを目指すなど、継続的に地理的格差の是正を図る。
- 電波有効利用政策研究会最終報告書 (平成 16 年 10 月)
 - 第 6 章第 3 節⑤

本件施策の対象は、地方公共団体等から現に要望が提出されるなど、携帯電話利用等に対する需要が顕在化している案件等とし、その要する費用も勘案しつつ、出来るだけ速やかに対応するよう、従来の取組みを補完・強化することが適当である。
- 重点計画－2006 (平成18年7月 IT戦略本部)
 - Ⅱ. 2. 2① (3) (ウ)

通信事業者において携帯電話の利用可能地域の拡大を進めるほか、従来の移動通信用鉄塔施設整備事業に加えて、新たに開始した無線システム普及支援事業も活用し、2008 年度末までに過疎地域等の条件不利地域において、新たに20 万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする。
- 重点計画－2007 (平成19年7月 IT戦略本部)
 - Ⅲ. 2. 2 (3) (イ)

通信事業者において携帯電話の利用可能地域の拡大を進めるほか、移動通信用鉄塔施設整備事業または無線システム普及支援事業を活用し、2006 年度から 2008 年度末までの間に過疎地域等の条件不利地域において、新たに 20 万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする。
- 地方再生戦略 (平成19年11月 地域活性化統和本部)
 - 第 3. 3 (2)

ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備を進める。
- I Tによる地域活性化緊急プログラム (平成20年2月 IT戦略本部)
 - Ⅲ. 1 (1)

また、また、国民生活に不可欠なサービスとなりつつある携帯電話については、不感対策として、今後の整備に関する目標設定について検討し、基地局施設等の整備を推進する。
- 地方再生基本方針 (平成20年4月閣議決定)

4

地域再生に資する各種分野における施策について、別表 2 のとおり推進する。

別表 2 (地方再生に資する施策)

施策名	施策概要	省庁名
携帯電話の不感地帯の解消 (無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業))	携帯電話等のエリア拡大に必要な有線伝送路と基地局の整備に際し、国がその整備費用の一部を補助する。 ※移動通信用鉄塔施設整備事業は無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)に統合。	総務省

- I C T成長力強化プラン (平成 20 年 5 月総務省)
 - 2 (1) ②

2010 年度を目標としたブロードバンド・ゼロ地域の解消や、携帯電話不感地帯の解消のため、ブロードバンド基盤整備、携帯電話エリア整備等の一体的整備や光ファイバ網と無線技術を組み合わせた基盤整備等を推進することとし、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」の最終報告書を踏まえ、6 月を目途に「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定し、支援措置の拡充等所要の環境整備を図る。

- デジタル・ディバイド解消戦略（平成 20 年 6 月 24 日 総務省）
エリア外人口約 30 万人（2007 年度末推計）の解消に向け、国庫補助事業等を活用しつつ、2010 年度末までに約 20 万人を解消する。
- 重点計画－ 2 0 0 8（平成 20 年 8 月 IT 戦略本部）
Ⅱ. 2. 2（1）（イ）
通信事業者において携帯電話の利用可能地域の拡大を進めるほか、移動通信用鉄塔施設整備事業または無線システム普及支援事業を活用し、2006 年度から 2008 年度末までの間に過疎地域等の条件不利地域において、新たに 20 万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする。また、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定するとともに、これに基づき、経済的な簡易型基地局等の新技術の開発の推進等により、利用可能な生活空間の拡大を図る。
- 新経済成長戦略 フォローアップと改訂（平成 20 年 9 月閣議決定）
第 1 編 I. 第 3 章第 1 節
デジタル・ディバイドの解消に向けたブロードバンド網の整備や携帯電話等のエリア整備を支援
第 2 編 III. 1（2）⑤ 3）
また、地域における ICT 基盤の一層の整備と利活用の促進を通じ、ブロードバンド網や携帯電話等エリアにおけるデジタル・ディバイドの解消を推進し、産業の活性化等を図るとともに、児童・高齢者の見守り支援を始め地域の医療・介護・福祉サービスの充実、地域情報プラットフォーム等を活用した使い勝手の良い電子政府・電子自治体の実現など、都市と地域の格差を是正し、地域における生活の質の向上を図る。

4 政策効果の把握の手法

デジタル・ディバイド解消戦略（平成 20 年 6 月 24 日）における、「エリア外人口約 30 万人（2007 年度末推計）の解消に向け、国庫補助事業等を活用しつつ、2010 年度末までに約 20 万人を解消する。」との整備目標を、携帯電話事業者からの情報により検証し、事業の有効性・効率性・必要性の観点から分析を行った。

5 目標の達成状況

指標	目標値	目標年度	達成目標の現況			
			平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
携帯電話のサービスエリア外居住人口	20 万人	平成 22 年度末	41.6 万人	29.7 万人	15.4 万人	—
地方公共団体等からのエリア整備要望への対応箇所数	—	—	98 箇所	138 箇所	161 箇所	1,015 箇所

6 目標の達成状況の分析

（1）有効性の観点からの評価

本事業の実施により、携帯電話のサービスエリア外居住人口は、平成 18 年度末では 41.6 万人であったところ、平成 20 年度末においては 15.4 万人まで減少させ、当初目標「平成 22 年度末までに 20 万人」を早くも達成することができた。これにより、携帯電話を利用できるようになった地域に居住する人口数が着実に増加しており、地域住民等の安全・安心の確保や利便性の向上に寄与したものと評価できるため、本事業の有効性はあったと認められる。

（2）効率性の観点からの評価

携帯電話のエリア拡大のための手段は基地局の設置以外には存在せず、また、衛星携帯電話は携帯電話に比べると高価格で普及が極めて低調であるため、現時点においては本施策が効率的であると認められる。

（3）必要性の観点からの評価

本事業の実施により携帯電話のエリア整備が進んできているが、依然として過疎、辺地、離島、半島等には携帯電話の使用できない地域が存在しており、平成 22 年度には約 100 箇所の要望がこれら携帯電話の使用できない地域を有する地方公共団体から寄せられていることから引き続き事業を継続していく必要性がある。

(4) 今後の課題及び取組の方向性

依然として過疎、辺地、離島、半島等には携帯電話の使用できない地域が存在しているため、本事業を引き続き実施することにより、当該地域における電波の有効かつ公平な利用の確保を図る。

7 政策評価の結果

本事業を実施した結果、携帯電話のサービスエリア外居住人口の解消については目標を達成していることから、有効性及び効率性の観点から一定の成果が得られたと認められる。しかしながら、依然として、携帯電話の使用できない地域は存在しているため、本事業を引き続き実施し、携帯電話のサービスエリア外居住人口を可能な限り解消することが必要である。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

携帯電話エリア整備推進検討会第 4 回会合（平成 21 年 12 月 10 日）及び第 5 回会合（平成 22 年 3 月 15 日）において、国の支援が必要である旨の御意見をいただいた。また、同検討会において、地方公共団体（鹿児島県、島根県、徳島県、和歌山県）から携帯電話のエリア化推進が必要である、地方公共団体への財政支援の継続が必要である旨の御意見もいただいた。

これらを受け、本評価書において引き続き事業を実施することが必要であると記載している。

9 評価に使用した資料等

- デジタル・ディバイド解消戦略（平成 20 年 6 月 24 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_3.html
- 携帯電話エリア整備推進検討会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/mobi-area/index.html
- e-Japan 重点計画 2004（平成 16 年 6 月 IT 戦略本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ejapan2004/040615honbun.html>
- 電波有効利用政策研究会最終報告書（平成 16 年 10 月）
- 重点計画－2006（平成 18 年 7 月 IT 戦略本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726honbun.pdf>
- 重点計画－2007（平成 19 年 7 月 IT 戦略本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>
- 地方再生戦略（平成 19 年 11 月 地域活性化統合本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/chihousenryaku.pdf>
- I T による地域活性化緊急プログラム（平成 20 年 2 月 IT 戦略本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080219honbun.pdf>
- 地方再生基本方針（平成 20 年 4 月閣議決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kettei/080425/tiikisaiseikihonhousin.pdf>
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kettei/080425/siryou2.pdf>
- I C T 成長力強化プラン（平成 20 年 5 月総務省）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080523_5_bt.pdf
- 重点計画－2008（平成 20 年 8 月 IT 戦略本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>
- 新経済成長戦略 フォローアップと改訂（平成 20 年 9 月閣議決定）
<http://www.meti.go.jp/press/20080919003/20080919003-4.pdf>